



長野県報

3月5日(月)
平成30年
(2018年)
第2954号

目次

規則

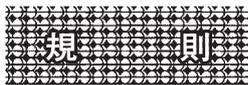
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(資源循環推進課) 1
- 県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則(建築住宅課公営住宅室) 1

告示

- 保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) 2
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(7件)(森林づくり推進課) 2
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 4
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課) 4
- 長野県収入証紙売りさばき人の指定(2件)(会計課) 4
- 漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除(内水面漁場管理委員会) 5
- 漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示(内水面漁場管理委員会) 5

公告

- 特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策課) 5
- 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(生活排水課) 6
- 地方自治法に基づく監査結果に関する報告(監査委員事務局) 7



規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第2号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年長野県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

資源循環推進課

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月5日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第3号

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第3条の3中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改める。

別表第1の1中「大門団地 宮下団地」を「大門団地」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

建築住宅課公営住宅室